

電線共同溝を建設する際に他の道路管理者と重複する区間がある場合について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

竹林係員

えーと…。よく分からぬわ…。栗本さん教えてもらってもいいですか？

栗本係員

どうしたの？

竹林係員

先ほど市役所の方から問い合わせがありまして、市道で電線共同溝を整備すべき道路の指定を行いたいようなのですが、県道と交差する部分があるみたいなんです。その交差部分における電線共同溝の建設や管理についてどのような取扱いをするべきなのか聞かれたのですが、よく分からなくて。

栗本係員

なるほどね。まずは、どのような問題があるか考えてみようか。

竹林係員

はい。

栗本係員

この問題には大きくは2つの問題点があると思うんだ。

竹林係員

2つですか？

栗本係員

そう。1つ目が、重複する県道にとっての電線共同溝の位置づけ。2つ目が、重複する部分の電線共同溝をどちらが建設及び管理をするか。

竹林係員

なるほど～。

栗本係員

まずは電線共同溝の位置づけから考えてみようか。

市道側から電線共同溝をみた場合は、市道を電線共同溝整備道路に指定するわけだから、当然、道路法第2条第2項第7号の規定により道路の附属物であることは分かるよね。（資料1参照）

竹林係員

はい。それは分かります。

栗本係員

じゃあ、県道側から見た場合はどうなるんだろう。

竹林係員

道路法第2条第2項第7号に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第2項に規定する電線共

同溝整備道路に第18条第1項に規定する道路管理者の設ける電線共同溝」とあるので、道路管理者自らが設置したものでなければ道路の附属物として認められないのではないかと…。

栗本係員

形式的に考えると、そう解釈されるね。でも、その交差部分は、法的には県道と市道の二つの性格を有するけれど、物件としては一つの道路だよね。だから、市道としての道路において附属物となる電線共同溝は、県道としての道路においても附属物として取り扱われるんだ。

竹林係員

なるほど～。

栗本係員

次は、重複する部分における電線共同溝の建設と管理についてだね。

道路法には路線が重複する場合の措置が道路法第11条に規定されている（資料2参照）けど、電線共同溝の整備等に関する特別措置法には、路線が重複する場合の規定がないんだ。

竹林係員

そうみたいですね。道路法には重複する場合の措置が規定されていて、その規定に基づけば今回の重複する区間は県道に関する規定が適用されますよね。そうすると、建設や管理も県が…？と思うのですが、その区間だけ県が建設するというのは…。

栗本係員

あくまでも電線共同溝整備道路に指定されているのは市道だし、指定しているのも市なのに、県が建設と管理をするのはおかしいし、合理性がないよね。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項において、「道路管理者は、…電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。」とされ、第5条第1項において、「道路管理者は、…電線共同溝を建設するものとする。」とされている。

つまり、道路管理者＝電線共同溝整備道路の指定を行う者＝電線共同溝を建設する者と解される。だから、電線共同溝整備道路として指定する市が、建設等を行うことになるんだ。（資料3、4参照）

竹林係員

あれ？でもそうなると道路法の規定と矛盾が出るような…。

栗本係員

えーと、それはねえ…。

渡邊課長

法律解釈の考え方で解決されるんだよ。

栗本係員・竹林係員

あっ。渡邊課長つ。

栗本係員

法律解釈の考え方とはどういうことですか。

渡邊課長

道路法と電線共同溝の整備等に関する特別措置法の関係は、一般法と特別法との関係になるんだ。

栗本係員

一般法と特別法…。

渡邊課長

そうだよ。道路法は、道路全体の建設及び管理について規定しているもので、道路に関する一般法にな

るんだ。

一方、電線共同溝の整備等に関する特別措置法は、道路の附属物の一つである電線共同溝の建設及び管理について、その整備の重要性にかんがみ特別に規定してあるものであり、法律名の示しているとおり、道路法に対する特別法として位置づけることができるんだよ。

竹林係員

そうなんですね。

栗本係員

それが法律解釈にどう影響があるんですか。

渡邊課長

法律解釈の原則の中に一般法と特別法との関係を調整するものがあって、「特別法は一般法を破る」とされているんだ。つまり、特別法は一般法において規定されている事項の中から特別の事項のみを取り出して特別の規定をおいていることにかんがみ、法の効力及び適用の順位に関して特別法を優先させることが法の趣旨に合うとされているんだよ。

栗本係員

それで、電線共同溝の整備等に関する特別措置法が優先して考えられるので、県道と市道の重複する部分における電線共同溝の建設等についても、特別法の規定に従って、市が管理を行う、ということですね。

渡邊課長

そういうことだね。

念のため言っておくと、電線共同溝以外の道路に関しては道路法の規定により県道の道路管理者が管理することになるから、当然、県道の道路管理者と電線共同溝の建設等に関して事前の協議を行っておく必要があるよね。

栗本係員

勉強になりました。

渡邊課長

一般法と特別法の関係は、なにも電線共同溝に限ったことではないから、結果だけでなくその理由も知っておくと、他の特別法との関係にも参考になるからね。

栗本係員・竹林係員

はい。

栗本係員

ところで、今日は竹林さんの誕生日みたいなんですけど、竹林係員の誕生日に係る特別措置ということで、課長の奢りでお寿司なんて如何でしょうか？

渡邊課長

栗本君のその調子の良さはすばらしいですね。

栗本係員

いやいや、お褒めいただくほどでは…。

渡邊課長

謙遜するところではありませんが…。まあ竹林さんも栗本君の下で色々と大変でしょうから、こういうときくらいは良いかもしれませんね。竹林さんに御予定がなければ、私は構いませんよ。

栗本係員

ありがとうございます。

渡邊課長

ただし、特別措置が適用されるのはあくまでも特別の事情のある竹林さんだけですからね。

栗本係員

そんなあ…。

資料 1

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（用語の定義）

第二条（略）

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一～六（略）

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八（略）

3～5（略）

資料 2

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（路線が重複する場合の措置）

第十一条（略）

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3（略）

資料 3

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）

（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2～4（略）

資料 4

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）

（電線共同溝の建設）

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2～4（略）